

A close-up photograph of a hand holding a blue pencil, poised to write on a document. The document features a table with multiple columns and rows of data, some of which are highlighted in red. The background is softly blurred, showing another hand and a warm, golden light source, creating a focused and studious atmosphere.

海外で安心して暮らすために フランスと 日本の社会福祉制度 機関を詳しく知ろう

- 将来に備えて 今からできることすべきこと -

目次

- 1 社会福祉士, Assistante Sociale って何? どんな人? どんなことができる?
- 2 どこにいる? どんなことが相談できる?
- 3 日本とフランスの社会保障制度 -社会保険制度と公的扶助-
- 4 こんな時困ったらどこに相談にいけない?
- 5 具体的な事例
- 6 年金制度 -将来に備えて1-
- 7 介護制度 -将来に備えて2-
- 8 知っておくとよい制度 成年後見人制度 Demande d'aide juridictionnelle
- 9 最後に フランスで安心してくらすために 人間関係の構築 現地の言葉の習得
- 10 AS以外の専門家・相談先 参考サイトリスト

1 日本社会福祉士とは

•日本ではソーシャルワーカーとよく呼ばれる。社会福祉や基本的な医療、法律などの専門的な知識をもって、身体的・精神的なハンディキャップ、経済的な困難、家族関係の問題等を相談者と一緒に社会的な制度や機関を利用しながらよりよい生活が送れるよう支援していく相談職。関係機関等とのネットワーク構成・連帯、調整も役割の一つ。介護士 精神保健福祉士と並び福祉の国家資格。福祉系の大学や専門学校等で必要な単位を履修、福祉機関で実習を行い国家試験を受験して取得する。※名称独占資格。厳しい**守秘義務**を負う。名称独占 資格がないのにその名を名乗ると処罰を受ける。← 業務独占:医師 看護師

フランス の Assistante Socialeとは

- 国家資格DASS **Diplôme d'Assistante Service Sociale** を持ち (AS、ASSと略して呼ばれる)
- Accueillir(受け入れ) informer(情報を提供)**
- Orienter (方向を示す) Accompagner(付き添う)**。その際専門的な知識を動員しまたTravail en équipeで他種との連携してクライアントの支援にかかわる。
- フランスではほぼ女性の仕事。福祉系の学校で3年間福祉に関係する科目を履修、また長期の福祉機関での実習を得たうえで国家試験受験。仕事内容は日本の社会福祉士とほぼ同じだが専門性、活躍の範囲が広い。個人情報やdispositif(措置)を扱うため日本の福祉士同様厳しい守秘義務がある。日本と違いこの資格で別の職種(例:介護職など)で働けない。分野によって必要な知識や措置制度もちろん変わってくる



事前の質問にASのお仕事とは？ととありましたのでよりよく理解するためにどんな役割があるか実際に動画で見てみましょう。フランスの場合

病院のASの役割	学校のASの役割
----------	----------

2 社会福祉士どこで働いている？ どんな相談ができる？日本の場合

1 **市役所の福祉課**: 福祉全般**公的福祉機関**(ex 療育センター→ケースワーカー) 各施設の役割に応じた相談 措置の決定給付 他専門職と連携しまた家族や他機関との連絡調整

2 **福祉事務所** (市役所の福祉課にある場合が多い※町村の場合都道府県が設置):主に障害福祉(手帳の交付) 生活保護など

3 **社会福祉協議会** 地域福祉一般:ボランティア支援 民生委員 児童委員を組織

4 **病院** 医療ソーシャルワーカー(MSW): 入院患者や家族の心理的・社会的問題

5 **高齢者施設** 入所の際の契約 時に入所中の金銭管理も 転院や退所時の対応



どんな場所にいる？ 2

6 児童相談所 児童福祉司

児童保護全般(育児放棄・虐待・非行・養子縁組等)家庭他機関と連携して支援

7 児童養護施設 児童指導員

さまざま理由で入所保護された児童の生活支援 擁護

8 学校 スクールソーシャルワーカー

不登校 虐待 暴力行為等問題を抱えた児童や保護者を関係機関連携・調整し支援

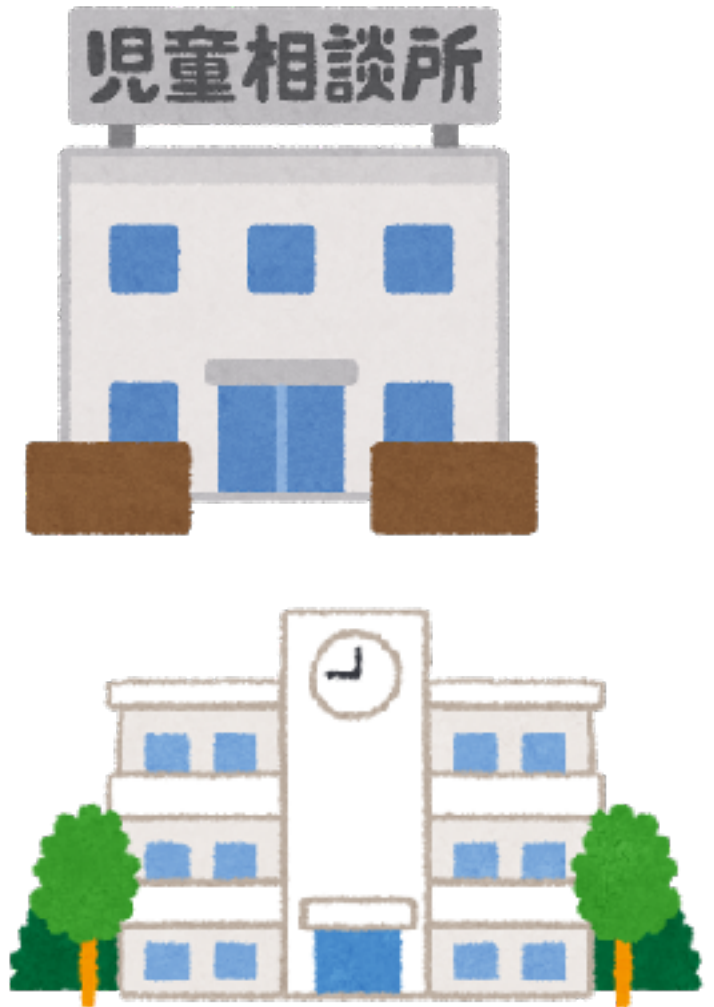
9 障害者者関連施設 生活指導員 生活相談員

利用者の相談業務 家族との連絡調整 施設の入隊手続き等 利用者の自立支援や退所後の生活援助も

10 地域包括支援センター 社会福祉士

高齢者の地域支援 介護保険手続き 虐待予防 権利擁護等

他にも **母子生活支援施設や児童支援施設 一時保護所** 等にも



フランスでは Assistante Sociale どんな ところで働いてる？ どんな相談 ができる？

病院

公的・民間の非営利 福祉生活施設 (児童 母
子 老人 障害 若者 難民等)

行政機関 CCAS地域福祉センター(Centre Communal d'Action
Sociale)

(EDS/EDASという場合も) CASVP (PARIS)

Association(障害 難民 SDF DV被害者の支援など非常に様々な
支援機関がある ex :resto du cœur)

CAF Assurance Maladie(CPAM)

CRAMIF OFPRA(demande l'asile) Pôle
Emploi

学校 警察 企業

フランスのほうがASが多方面で活躍しています



3フランスの二つの社会保障制度 *sécurité sociale* *châtité*から

solidarité

社会的連帯(*solidarité*)を理念にすべての国民の社会保障を

社会保険制度 *protection sociale*

公的扶助制度 *aide sociale* 福祉手帳

- 財源 保険料
- 公的医療保険 *Assurance maladie* 病気 疾病
- 年金保険 *Retraite gérée par l'Assurance vieillesse*
- 労災保険 *Accident du travail* → *gérée par assurance maladie*
- 家族手当 *Allocation Familiale*
- → CAF

mhlw.go.jp フランス共和国 社会保障政策、諸外国における高齢者雇用政策等参考



régime
agricole

régime général

régimes
spéciaux



branche
famille



branche
retraite



branche
recouvrement



branche
maladie

branche
AT/MP*

*branche accidents
du travail - maladies professionnelles



LE RÉGIME GÉNÉRAL DE LA SÉCURITÉ SOCIALE

Il concerne les salariés du secteur privé.

83 % de la population couverte

150 000 collaborateurs



102 Caisses primaires
d'assurance
maladie (Cpam)
5 CGSS (Outre-mer)
1 CSS (Mayotte)



101 Caisses
d'allocation
familiales (Caf) dont
2 caisses communes



15 caisses régionales
(Cnav en Ile-de-
France, Cersac en
région)
4 CGSS (Outre-mer)
1 CSS (Mayotte)



22 Urssaf
4 CGSS (Outre-mer)

2020年1月よりRSIは一般
制度に統合



LE RÉGIME AGRICOLE (MSA)

Il accompagne les exploitants, les salariés
agricoles et les entreprises agricoles.

35 caisses

5% de la population couverte

16 000 collaborateurs



LE RÉGIME SOCIAL DES INDÉPENDANTS (RSI)*

Rattachement au régime général depuis 2010

S'adresse aux artisans, aux commerçants,
aux professions libérales,
aux artisans locaux

5 % de la population couverte

5 500 collaborateurs

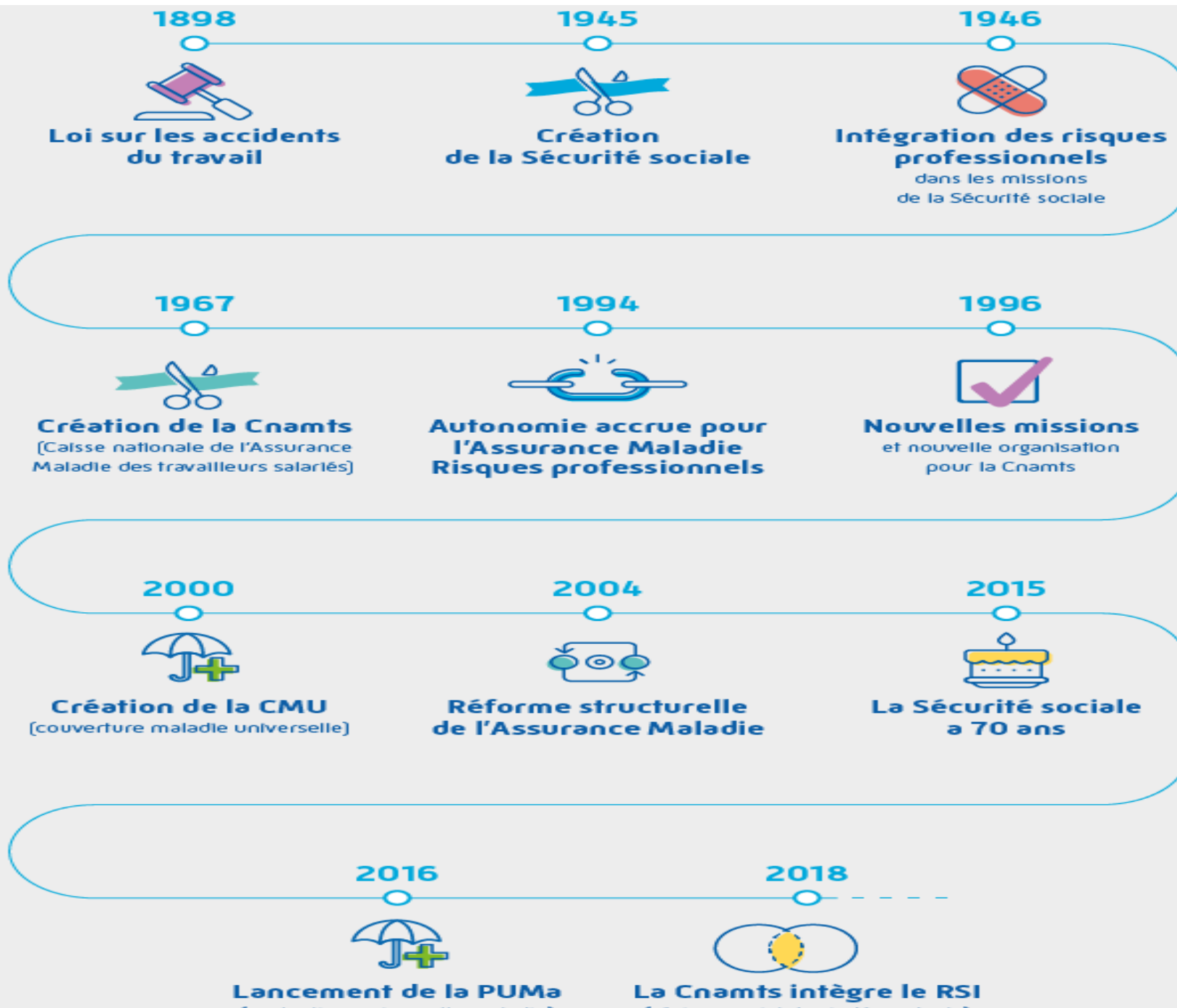


LES RÉGIMES SPÉCIAUX

7 % de la population couverte

27 régimes

Ils regroupent les fonctionnaires, la SMCF, EDF-GDF,
les employés et clercs de notaires, les mines, les cultes, etc.



フランスの
社会保障制
度ができる
まで

[Secu C'est quoi? サイト
参考](https://secu-jeunes.fr/secu-cest-quoi/fonctionnement-secu/)

[https://secu-jeunes.fr/
secu-cest-quoi/
fonctionnement-secu/](https://secu-jeunes.fr/secu-cest-quoi/fonctionnement-secu/)

ex, Convention europeen

Droits de l'homme, 日仏社会保障協定

ex, code civil, code de la securité sociale

フランスの社会保障政策の
根拠となる法律

Constitution 憲法

Convention internationale
国際法・国際条約

Légalité (loi) 法律

Décret 政令 et arrêtés 条例

Acte administratifs 規則 命令

Association

loi 1901
フランスはアソシエーションが
幅広く活躍しています。積極的に
使いましょう。

sportif,médical culturel
éducatif,social,environnment
al

※Association Reconnue
d'Utilité Publique(ARUP) par
decret en conseil d'Etat

- La croix rouge française
- Le secours populaire franc
- Les resto du cœur
- Médecins sans frontières
- Médecins du monde
- La fondation Abbé Pierre
- Institut pasteur
- Secours populaire



フランス 福祉の相談 がしたい、 どこへ相談 にいいかい？

- 健康 疾病 Assurance maladie
- 福祉全般 **CCAS地域社会福祉センター**(CASVP paris) **どこに相談にいけばわからない場合はまずここ**
- 家族関係 CAF (RSA, allocation de logementも) CCAS,CASVP(Paris)※自治体によってはEspace parent-enfantなどがあるところも
- 失業 Pôle Emploi
- 経済的困難 CCAS(EDS/EDAS) CAF(RSA)
- ハンディキャップ **MDPH(支援申請先)** CAF CAMSP等 Médico Social系
のアソシエーション
- 子ども関係 ASE(Aide Sociale à l'Enfance)
- 児童虐待 ASE
- 高齢化問題 CLIC (Maisons des Aînés et des Aidants /Paris) CCAS Espace Seniors

滞在許可証(carte de séjour temporaire以上)があれば外国人であってもフランスの社会保障や福祉機関(services sociaux)に相談や様々なprestation (恩恵)が受けられる。CAF assurance maladie etc

フランスの 公的医療保 険 Assurance maladie

- 健康(病気)に関する治療費の支払いや医療へのアクセス(accès aux soins)を保障する。疾病予防とフランス医療システム維持向上に貢献する。le régime généralの場合CPAM(caisses primaires d'assurance maladie)が中心に運営する。
- ・国民皆保険制度なので外国人であっても正規の※ビザ(visiteur以上)があれば保険料を払って公的医療保険(健康保険)に入る(carte vitalを持つ)ことができる。※非常にいろいろなタイプのビザがある。
- 一般診療は3割負担。**Médecin traitant**を通さないと還元率が悪くなる)例外あり chirurgien-dentiste, pédiatre, gynécologue など
- Tiers payant 3割負担のみ払い。残りはcarte vital提示でsécuより自動的に支払いに(実際は完全に一般化していない医師のセセクターにもよる)以前は全額支払い還元方式だった。2020年には**妊婦 慢性疾患を患う患者 affectation de longuedurée (ALD).CSS complémentaire santé solidaire** など victime d'un accident du travailなどはsécuの100%負担でcarte vital提示のみで事前に治療費を払うことなく診察が受けられます。
- フランスの基礎医療保険を補う医療保険(任意)として、Mutuelle (ミュチュエル: 共済保険または任意保険)がある。Mutuelleは、基礎医療保険で還付されない自己負担分を補われる。民間企業で働いている人はmutuelle加入義務。

www.ameli.fr参考



かかりつけを持ちましょう。フランスで将来にわたって健康に暮らすために。定期的なメディカルチェックも忘れずに

かかりつけ医は

- ・ 継続的に診察しあなたの健康維持に貢献します。またファーストオピニオンとしても役立ちます。
- ・ 治療の方針を示し、また健康相談の一番の聞き手になります。そして医療に関する情報を提供し他の分野の医師や専門医、病院の医師との間の調整連絡も行います。
- ・ あなたの今までの病気や治療に関する情報を持っています。そしてその治療や健康についての情報を集約し、最新の情報(検査結果、診断、治療法)になるよう努めます。
- ・ 1人1人にあった病気予防法を提示します。たとえば予防接種の経過観察 タバコを止める治療 あなたの生活様式にあった健康のアドバイス 栄養摂取のアドバイスなど。
- ・ もしあなたが長期治療が必要な状態になった場合、治療方法の手順を決めます。他のあなたがかかっている医師たちと話し合い、あなたにとって必要な治療であることまた長期の治療が必要な状況であることをしっかり伝えることを大切にします。長期治療の場合その間の医療費はASSURANCE MALADIEが全額払うことも伝えます。

。またセカンドオピニオンとしてかかりつけ医に相談するものよいです

- ・ かかりつけ医はあなたのことをよく知っているので健康状態に適したよりよい治療を受けられます。

他の専門家にかかる際、かかりつけ医を通した方がよりよい払い戻しを受けることができます。

Le médecin traitant et le parcours de soins coordonnés ameri.fr参考



CAF Allocation Familiale家族に関する様々な手当

CPAM(caisse primaire d'allocation familiales)が給付等の手続きを行います。
一般的な家族支援と貧困者への支援

家族手当allocation familiale 二人目の子どもから所得制限なし

家族支援手当complément familial 3人目誕生から所得制限あり

誕生(養子)手当La prestation d'accueil du jeune enfant (Paje)

新学期手当allocation rentrée scolaire 6歳～18歳の子ども 所得制限あり

障害児手当 allocation d'éducation de l'enfant handicapé(AEEH)

親付き添い手当 allocation journalière de présence parentale (Ajpp)子どもが大きな病気、障害があって働けない場合

家族支援手当complément familial 3人目誕生から所得制限あり

住宅手当allocation de logement

積極的連帯所得手当RSAやAAH(障害者手当)の給付など。 CAF.FR等参考

それぞれ根拠
となる法律に
基づいて福祉
制度が制定・
遂行される
日本の場合

憲法第25条

- ①すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を、
営む権利を有する
- ②国は、すべての生活場面について、社会福祉、社会保障
及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

福祉六法

- 生活保護法 児童福祉法 母子及び寡婦福祉法
- 老人福祉法 身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 社会福祉法
- 他に国際法 児童権利条約 日仏社会保障条約 etc



3 日本の社会保障制度

4つの柱

「社会保険」 「社会福祉」 「公的扶助」 「保険医療 公衆衛生」



社会保障 4 つの柱

公的社会保険

- 医療保険
 - 年金保険
 - 介護保険
 - 労働保険
- 社会保険料による保険方式
- *年金などは半分国庫負担

社会福祉

- 生活困窮者、身寄りのない老人・児童、身体障害者など、**社会的弱者**に対する公私の保護および援助
- 財源は税式 国庫負担
- 例 保育園 子ども手当 母子生活支援施設 高齢者の生きがいや住まい(それ以外は介護保険から) 障害福祉サービス 障害手当

公的扶助

- 生活に困窮する人々に対して憲法で保障する文化的な最低限度の生活を保障、自立支援を行う。
- 例 生活保護

保健医療公衛生

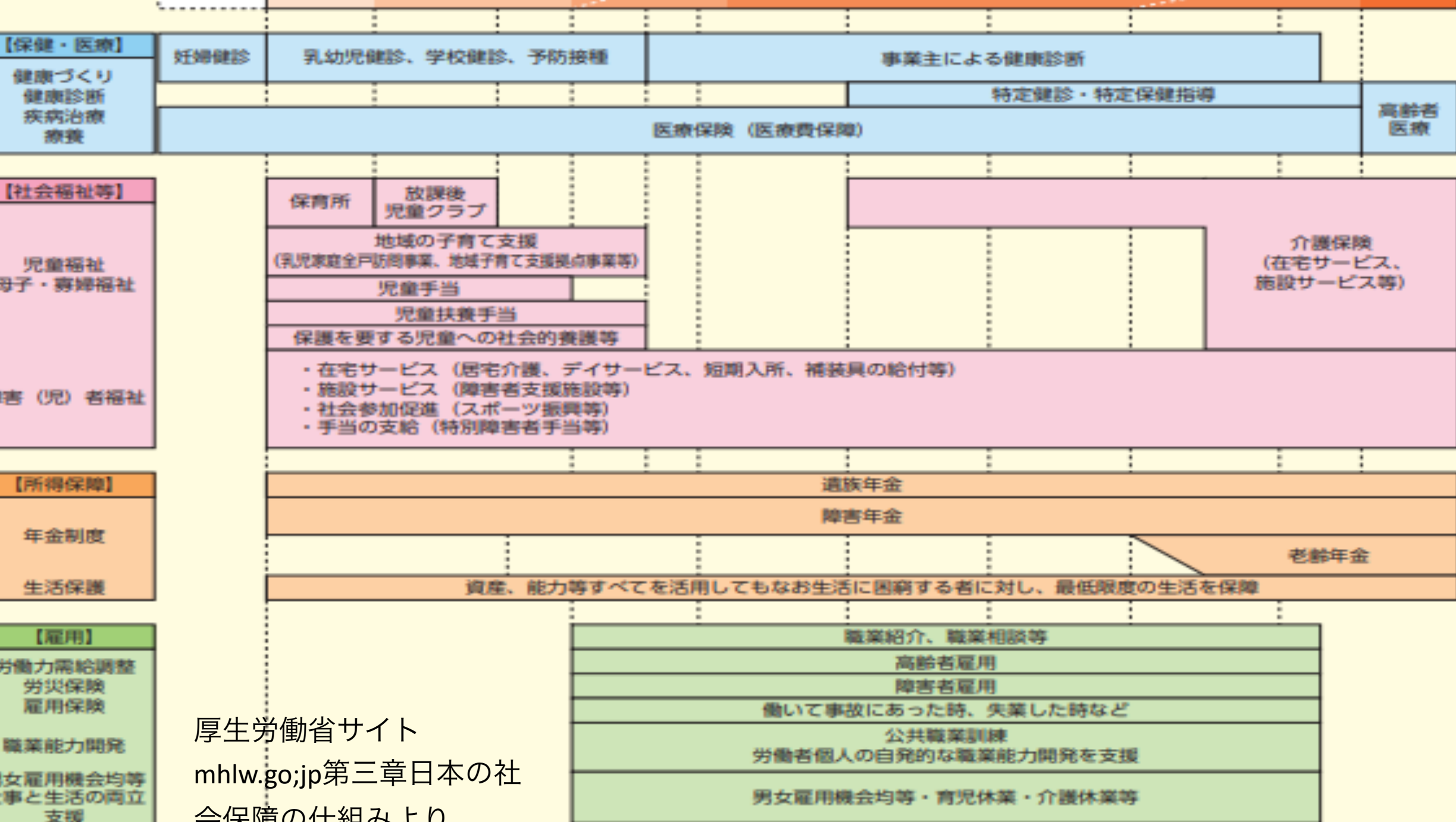
- 人々が健康に生活できるよう様々な事柄についての 予防、衛生
- 例 公私の保健機関 公共の各種衛生事業(伝染病予防食品衛生 上下水道等) 生活習慣病対策 労働衛生等

日本の健康保険制度について

国民健康保険(強制加入)と民間の医療保険とある。国民健康保険の場合、医療機関で被保険者証等を提示し、一部負担金を支払うだけで医療が受けられる。一部負担は費用の原則3割、70歳以上75歳未満は原則2割、75歳以上は原則1割)で、残りは各医療保険から支払われます。

長期入院や高額な医療を受けた場合 **「高額療養費」制度が使える**。医療費の自己負担額が高額になってしまうので、一ヶ月分の医療費の自己負担額が一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合には、超えた部分が払い戻される。自己負担限度額は、所得や年齢に応じて異なります。事前に手続きすれば払い戻しではなく自己負担金のみの支払いで住む場合があります。

- 全国健康保険協会サイトより



厚生労働省サイト
mhlw.go.jp第三章日本の社
 会保障の仕組みより

5 フランスでこんな時どうすればいい？
さまざまなケースをもとに具体的に知りましょ
う。

ハンディキャップ

失業

病気

ドメスティクバイオレンス(DV)や児童虐待

痴呆症など高齢化問題

ケース1 子どもに障害があるかもしれない。どこに相談に行けばいい？どんな手当がもらえる？どんな療育を受けられる？また就学先はどんなところが？

•相談先:ASSURANCE MALADIE CAMSP(就学前の子ども)住んでいる地域の CCAS。保育円・幼稚園や PMI かかりつけ医など身近な機関にまず相談してみてアドバイスをもrqっても。

子どもの困っていることを把握し、まず判定のできる医師(CAMSPや子ども病院にいる)に連絡して、診断してもらう。子ども障害手当AEEH(allocation d'éducation d'l'enfant handicapé)が申請できる。最重度の認定の場合860€。(補助手当あり)学校関係(進路)支援級(classe ulyse)や特別支援学校(IMEなど)の申請や言語・理学・作業療法等リハビリ訓練、生活に必要なサービスなどさまざま支援を申し込むことができる。すべての支援の申請先は **MDPH(Maison département des personnes handicapées)** allocationの支給はCAFが行う。

ケース2 失業した。
または就職先がなかなか見つからず収入がほとんどないどうすればいい？

- まずはPôle emploi に。CDI、CDDであっても3か月以上働いていればAssurance Chômage 失業保険がでる。
- CDD,CDIのような形態で働いていなかった場合、RSA(日本でいう生活保護)申請先ができる。その場合CAFが申請先。 Action(aide) Sociale(公的扶助)を利用する。医療はPUMa(旧CMU)やCSS(医療扶助)で保障される
- 病気が原因の経済的困難にはassurance maladieからの保障があり。例Aide financière aide alimentaire
- CCASなど地元の福祉相談機関からの経済的支援も得られる場合がある。また 高齢者向けの経済的支援の手当もある。例Allocation de solidarité aux personnes âgées,Asi prise en charge des repas etc
-

ケース3 重たい病気にかかり今後入院や治療にお金がかかりそう。Assurance maladieに加入しているが病気のため働けず経済的にも困っている。今後どこでどのような支援が受けられる？



Assurance maladie →慢性疾患を患う患者affectation de longue durée (ALD)の申請。ALDによって治療費用支払いは100%seçu



かかりつけ医や他の関係する医師が申請の手続きをする。



経済的な相談は病院のASやCCAS等のASに相談。疾病による生活困難はAssurance Maladie が保障 ex
indemnités journalières CAFのRSAも

ケース 4 DVの被害を受けている。どこに相談 保護してもらえる？また児童虐待の通報先は

- **緊急の場合は le 17** SMS114も←電話が苦手な人はこちらが使いやすいかも。

児童虐待 →le **119** numéro national

enfant en danger/ site :allo119.gouv.fr こちらでも。

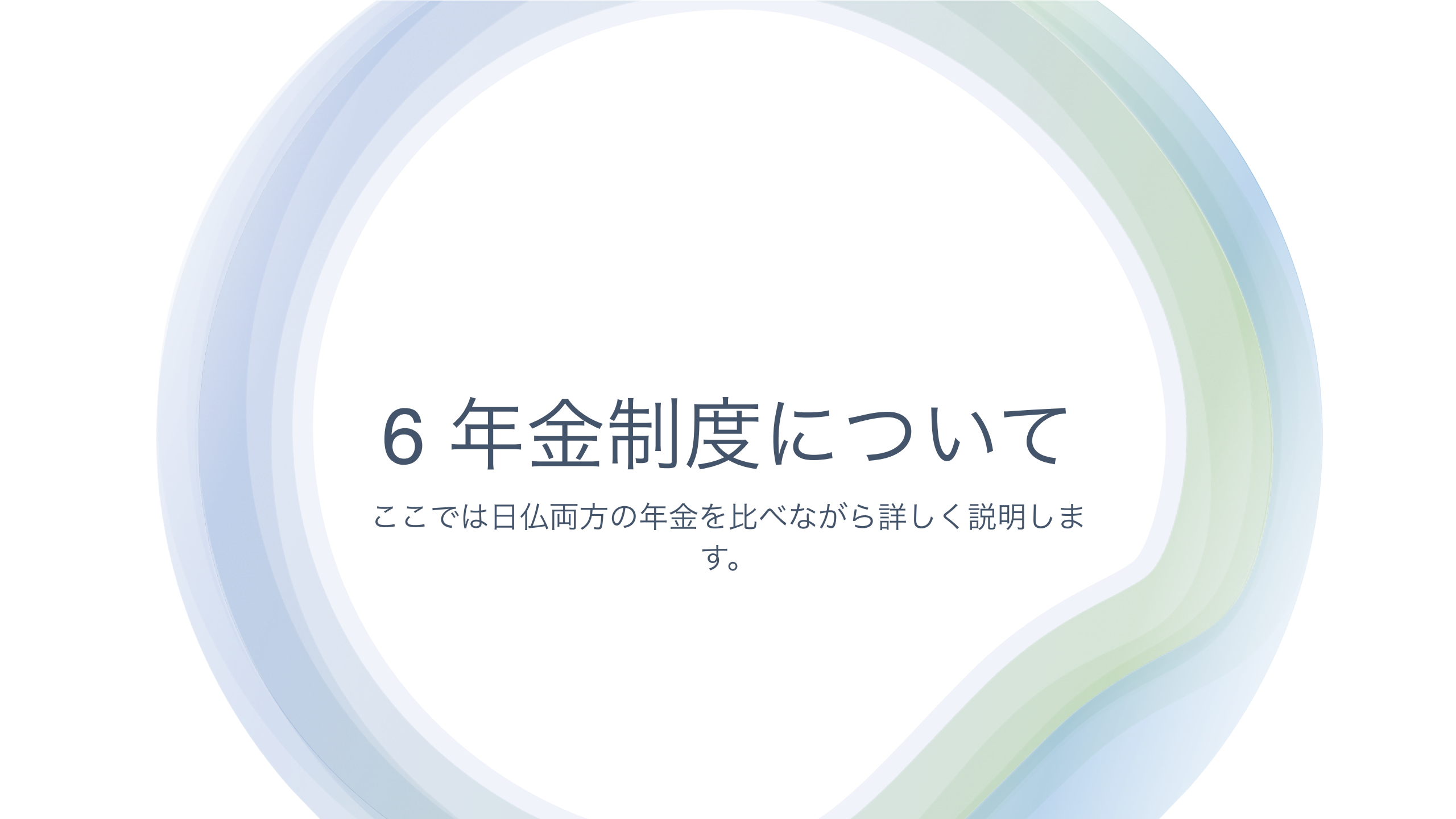
- DV被害者支援アソシエーション ex aide aux parents d'enfant victime (APEV)
- 緊急保護施設(Hébergement d'urgence)や母子保護施設などに避難できる
- **Police ,Gendarmerie** DV等の相談ができるASがいる場合がある, またmain couranteなど保護措置を依頼できる。porter plainteができる
- **CCAS**
- 子どもに関しては**ASE**(aide sociale enfance)
- 弁護士

ケース 5 最近夫の物忘れが気になり始めたが認知症の検査はどこで行うのでしょうか。

•まずはかかりつけ医に相談。consultation mémoireができるような医療機関を紹介してくれると思います。あるいはMaison des Aînés et aidantやCCASに相談しましょう。doctlibにTroubles de la mémoireお住まいのそばで検査ができる場所も見つかります。

*Paris市のAP-HPで加齢に伴う病気の検査ができます
←p46 **Le guide senior à Paris**

- 認知症を調べるための検査基準があります。
- 外国人で言葉の問題がある場合検査ができないこともあります。その場合は検査のできる日本人医師に相談する。または地方に住んでいて難しい場合などはtélé consultationを利用してみて相談してみても。日本で働く医師とこの方法なら検査も可能かも。←翻訳が必要などいろいろ課題は多い。
- アソシエーションのFrance Alzheimer(association)や日本の認知症支援機関などに相談してもよいと思います。



6 年金制度について

ここでは日仏両方の年金を比べながら詳しく説明します。

日仏の年金制度について

日本の場合(国民皆保険1963年より)

- 国民年金と厚生年金の2階建て構造
- 20歳から60歳まで強制加入(みなし期間あり)その間は第一号被保険者となる。
- 65歳から受給資格が発生する第二号被保険者にあたる。厚生年金や共済年金に加入しているサラリーマンや公務員の主婦などは**第3号被保険者**となり自分で保険料を納付なくても配偶者が加入している年金保険が一部負担するため、老齢年金を将来受給できる。
- 2017年より **10年間保険料納付があれば65歳から年金を受給できるようになった。**
- 満額を受け取る場合は20歳から60歳まで40年間全期間保険料を納める必要がある
- 国民年金の場合、満額支給額は2019年間78万円(1ヵ月6万5千円)
- 財源の半分は国庫負担

厚生労働省サイト 世界の厚生運動2007,日本年金機構参考

フランスの場合

- *①基礎年金制度(les régimes de base)←公的年金,② 補足年金制度(les régimes complémentaires)←準公的年金←企業年金にあたる 制度③(les régimes supplémentaires)(任意加入)の**3階建て構造**。①だけでも4つ(ex,régime général 一般制度)の職業別制度に分類される。
- 最低で一四半期(3ヵ月)の保険料納付期間があれば年金を受給する資格が得られる
- **172四半期**(41年)の納付期間を満たした者が**62歳**から満額年金を受給することができる
- *加算があることに注目*ex3人子どもがいた場合母親の年金に**10%加算**
- **日本のような第三号被保険者の仕組みはないので専業主婦などは一般制度へ任意で加入する。**AVPFの可能性また *追納がフランスは可能 rachat
- 一般制度の2019年の満額支給額は7638€(636€)
- 原則国庫負担はなし*

年金の計算 日本の場合

*厚生年金は計算が複雑なので日本年金年金や他の将来の年金受給をシュミレーションできるサイトを参考にしてください

老齢基礎年金の場合

約78万(満額)×納付期間/480

例:老齢基礎年金(国民年金)に 30年間加入

$78万 \times (30 \times 12 \text{ か月}) / 480 = 58.5万$ (1か月4万8750円)

一年で約30000円増

*一年で約19500円増えるとして計算
えるとして計算

厚生年金の場合

A+B ←これに加算が加わる

A平均基準報酬月額(老齢基礎年金)

$\times 7,125 / 1000 \times \text{平成15年3月までの加入月数}$

B平均標準報酬額 $\times 5,481 / 1000 \times \text{平成15年4月以降の加入月}$

例

平均基準報酬額とは**加入期間の給与平均**

例:25歳から60歳まで一般企業で働いた場合

A19500円 $\times 35$ 年=約68万

B30000円 $\times 35$ 年=約105万 *35年働いたので平均給与も高くみつめてこの値段

$68万 + 105万 = 172万$ (1か月14万)

フランスの年金の計算の仕方(一番加入者の多い一般制度の場合)

- 年金額算定式 3か月=一四半期 満額だと172四半期(2020年以降段階的に引き上げ)

年金額年額=(A +B×拠出四半期数/150～172)+加算(減給)

A:基礎賃金年額: 満額であれば従来 of 賃金の最も高い25年間の平均賃金の50%

B:給付額=平均賃金年額×支給額(満額は50%)×一般制度加入期間

Ex 1957年生まれ民間企業でサラリーマン2019年に62歳 155四半期(trimestres)働く 最高賃金は48.000€/年 $48000 \times 155 \times 50\% = 24000 / 12 = 2000\text{€}$

実際に計算してみましょう

例 日本で厚生年金に18年加入その後海外に暮らし8年間は日本の年金、滞在先でも年金を払わなかったが、現在は3年間フランスの企業で働いている。子どもを30代前半で2人出産。現在50歳の場合、将来いつ年金をいくらぐらいになる？

年金保険を納めた期間分をそれぞれの国の年金の計算方式で計算し合算した分が受け取れると仮定すると、日本の10年以上の年金加入期間があるので、すでに受給資格ある。。受給開始は現状では日本は65歳から、フランスでは62歳から。18年民間企業で働いているので老齢基礎年金はおおよそ1万9500円×18年=351000円
厚生年金15000円(一年で15000円増えたと仮定して計算)×18年=270000円 35万+27万=62万(年間) 今後継続して19～20年働けば 23年×4=96四半期 平均給与3000euros×96×25%=11520/12=960€

またフランスでは子ども1人につき年間1四半期の加算が付くので一年で2四半期 一人につき最高8四半期まで加算されるので 最高16四半期加算できる。4年間働いたとみなされる。

62万(日本の年金)+960€(フランスの年金)=約14,9万

*日仏二か国の年金の合算なので、上のような計算になるか？です。日本年金機構や社会保障協定国との年金請求の代行をする会社などに実際お尋ねになるのが一番確実だと思います。

今後日仏で年金をもらうため準備すること

- ①まず可能であれば就労しできるだけ長く働き社会保険(年金保険)を払い続けること。払えばはらっただけ年金額が増える。追納もできるのでそういった方法で年金保険納付期間を増やすのも検討。
- ②フランスの場合、主婦など無就業者は一般年金に任意で加入ができるので、そちらも検討する。
⇒Assurance vieillesse volontaire
- ③日本の受給資格期間が**2017年より25年から10年に変更になり、日仏社会協定もあるので両方の保険年金支払い期間を合算すれば、満額は難しくても何十%は年金がもらえる可能性がある。**
- ④そのためにはまず日本、フランスの年金番号や支払い期間などを日本年金機構(インターネットでも照合可)ねんきん定期便などを確認。フランスの納付した四半期も確認。ネット上の年金受取額シュミレーションなどを活用したり、日本年金機構等にどのぐらいもらえそうか問い合わせを。
- ⑤だいたいどのくらい今後働けばどれだけ受給できるかシュミレーションするとい。また書類の書き方が複雑なので、民間企業に手続き依頼したりまた日本の年金事務所でも書き方をおしえてもらえるそう。
- ⑥年金保険に入れなかった人など救済措置としてAllocation de solidarité aux personnes âgées(Aspa)所得制限あり(1か月の収入がカップルの場合1402€以下の場合)。65歳から、主婦やハンディカップの子を養育する親のための措置、AVPF(allocation vieillesse des parents au foyer)もあり。条件あり。

7 日本の介護保険につ いて

どこまで知っていますか？

日本の介護 保険につい て

- 2000年成立。 ドイツの介護保険をモデルに作られる。
- 65歳以上の高齢者(特定の疾病のある患者で介護が必要になった場合は40～64歳でも利用可)
- 40歳より被保険者として介護保険に加入が義務付けられ、保険料を支払うことになる。(保険料は所得や住む地域などで異なる)国民健康に加入の場合は健康保険と一緒に支払われる。医療保険や年金同様厚生年金や共済組合に加入の被扶養配偶者は収める必要がない
- 原則第一号被保険者(65歳以上)がサービスの対象。第二被保険者(40歳～64歳)
- 65歳になると住んでいる自治体より介護保険証が郵送交付される。
- 仕組みやサービスについては図や絵を見ながらのほうがわかりやすいので
- 詳しくは以下の自治体のパンフレット等を見ると認定の仕組み、サービスの種類など分かりやすいです。支えあい育てる介護保険制度。
- http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/_files/00057547/28kaigohokenseidopanhetto.pdf

将来は日本の社会福祉の恩恵を受けながら日本で老後を過ごしたい。しかし海外生活が長く住民票もずいぶん前に抜けてしまっている。介護保険などの福祉サービスは受けられるか。

日本の市役所に問い合わせたところ、海外在住の方であっても住む予定の市町村に**住民票さえあれば(サロンの説明で抜けましたが転入届を出せば)**それまで介護保険料を支払っていなくても介護保険に入ることができ、認定を受け認定されれば介護給付を受けられるそうです。40歳～64歳の場合、国民健康保険より介護保険と一緒に徴収されます。65歳以上の場合介護保険料が別に徴収されます。すでに日本に住める家がない場合などは親戚や兄弟などの家の住所をとりあえず転入届の住所とし、その後自分の家を探すなどの方法をとる人が多いそうです。一旦転入し住民票を暮らしたい自治体に移せば、医療・介護*年金などの社会福祉サービスが日本に住んでいる人と同様うけることができます。

フランスの高齢者を支えるシステムまたは介護が必要になった時

フランスには日本やドイツのように介護保険はありませんが、日独のような介護を支えるシステムが存在します。

まずは、パリの高齢者向けのガイドを読みながらフランスの高齢者支援サービスを知りましょう。 様々なサービスがありま

す。

[Le guide senior à paris](#)

<https://handicap.paris.fr/documents/2019/04/Guide-senior-a-Paris.pdf>

①退職にそなえて

②趣味を選ぼう

③情報化社会にそなえて

④人の役に立って社会に貢献しよう

⑤日常生活をシンプル(便利)にする

⑥援助を得る

⑦健康を維持するために

⑧新しい住まいを検討する

⑨手当を得る



家で生活するのが難しくなってきた。フランスの高齢者施設と家で受けられる介護医療サービスを知りたい

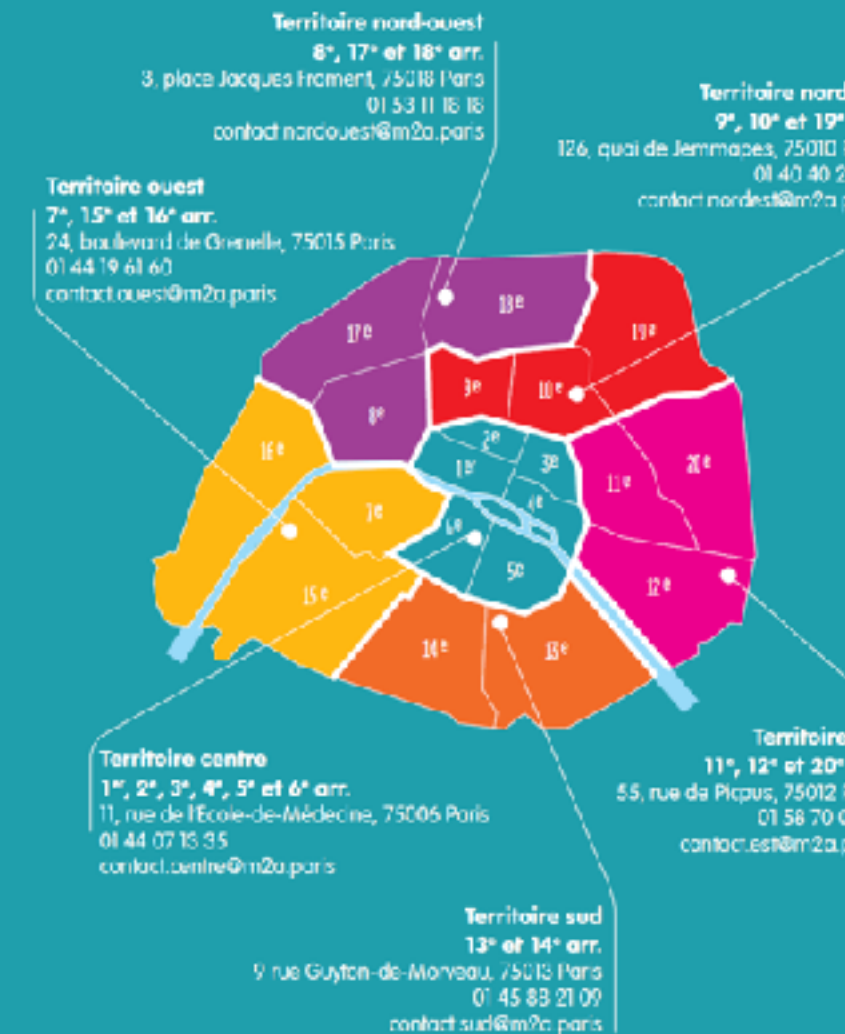
- Residence autonomie 自立している人向け
- Residence appartement 自立度が高い人向け
- EPAD(établissement pour personne âgées dépendance) paris 16 EPAD医療リハビリテーションも受けられる入所施設。認知症やパーキンソン病などの人も入所できる。
- Maison de retraite 介助が必要な高齢者
緊急の場合
- Hébergement temporaire ou permanent
より医療サービスが必要な場合USLD(unités de soins de longue durée)

• 在宅医療サービス

SSIAD service de soins infirmier à domicile←accompagnement public pour maintien domicile

Le guide senoir à paris P50～54 参考

MAISONS DES AÎNÉS ET DES AIDANTS



Pour plus d'infos :

www.paris.fr/services-et-infos-pratiques/societal-et-solidarites/seniors-a-paris/seniors-a-paris-droits-et-lieux-de-recours

フランスの介護給付の仕組み

- **高齢者自助手当(APA)** Allocation personnalisée d'autonomie

高齢者介護のための制度。60歳以上でフランス人、フランスに合法的に長期滞在している外国人が対象。日常生活に支障があるものが申請できる。財源の3分の2は県が残り1/3はCNSA(caisse nationale de solidarité pour l'autonomie)が負担←CSA(contribution solidarité autonomie)CSG(一般社会拠出金や年金保険)など租税方式だが実際は社会保険もかなり補填している。

※これとは別に高齢者保健福祉政策としCCASや市役所などを経由した在宅サービスもある。自分のことは自分でほぼできるがちょっとした家庭でのサービス(掃除)が必要な場合申請するとよい。

APA申請の流れ

①窓口はかかりつけ医やMaisons des Aînés et des Aidants,CCAS に相談

県評議会が申請先。申請用紙はネットからも手に入る demande d'APA +住まいの県名



②要介護認定には、**在宅サービスの場合**医師や看護師、ASなどで構成される医療社会チームが申請者の家庭を訪問し、申請者及び家族などと話し合い援助プランを作成。6段階からなる要介護状態区分(要介護1が最重度給付は要介護1～4のみ)の認定は上のチームの報告に基づき県議委員会が審査提案し県議長が判定する



③給付

施設サービスの場合の介護ニーズの把握は医師の責任において施設で行われる。

給付内容は在宅サービスの場合サービス経費から利用者負担を差し引いたもの。施設の場合、サービス経費は要介護度ごとに設定されている。

給付対象となる在宅サービス・施設サービス

在宅の場合

- 家事援助
- 食事の介助
- 夜間の見回りサービス
- 介護器具購入費
- 住宅改修費など 幅広いサービスが給付の対象になる。

※介護サービスは原則認可を受けた事業者またはホームヘルパーから受ける必要がある。無許可のホームヘルパーを雇うと1割利用者負担が増える。

施設の場合

医療経費及び宿泊滞在経費を除いた介護費のみが給付の対象となる。

8 知っているのと役に立つ制度 成年後見制度 *フランスにもあります(la demande mise sous tutelle,)システムはほぼ一緒ですがフランスは簡易裁判所(tribunal d'instance)が判断認定します。日本の任意後見人制度にあたるのはle mandat de protection future

成年後見制度

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合

後見



判断能力が
全くない
↓
後見人に
代理権と取消権が
与えられる

保佐



判断能力が
著しく不十分
↓
保佐人に
特定の事項以外の
同意権と取消権が
与えられる

補助



判断能力が
不十分
↓
補助人に一部の
同意権と取消権が
与えられる

任意後見制度

将来、判断能力が
不十分となったときに
備える場合



判断能力があるうちに、
任意後見人を選んでおく

◎後見人、保佐人等は判断能力の低下した本人にかわって預貯 金当の財産の管理, 施設との契約入所など代わりに行う。家族や弁護士・司法書士・福祉士などが行うことも。後

法定後見人の申立て手続きの流れ



LIFULL介護はじめての方へ成年後見制度とは？すっきりわかる
3つのポイント/グリーン司法書士成年後見人手続きより



フランス知っておくと役に立つ制度

Demande d'aide juridictionnelle

- 所得制限はあるが裁判にかかわる費用(弁護士など)を国が一部あるいは全額負担する制度。Service-public.frのサイトからformulaire入手可



DEMANDE D'AIDE JURIDICTIONNELLE

Articles 33 et suivants du décret n° 91-1266 du 19 décembre 1991



n° 15626*02

Êtes-vous couvert par un contrat d'assurance de protection juridique ou tout autre système de protection équivalent permettant de prendre en charge les frais nécessaires à la défense de vos intérêts en justice ?

Pour répondre, vous devez interroger votre assureur et, si vous êtes salarié et que votre affaire est directement liée à l'exercice de votre travail, votre employeur.

Oui ☐

Non ☐

Si oui, quelle part de ces frais votre assureur ou votre employeur prend-il à sa charge ?

☐ Prise en charge totale *L'aide juridictionnelle ne peut pas vous être accordée.*

☐ Prise en charge partielle *Vous pouvez déposer une demande afin de couvrir les frais restants.*

☐ Aucune prise en charge *Vous pouvez déposer une demande afin de couvrir l'intégralité des frais. Cependant, vous devez joindre au présent formulaire une attestation de non-intervention remplie par votre assureur ou, si votre affaire est directement liée à l'exercice de votre travail, un refus écrit de votre employeur.*

Si non, il n'est pas nécessaire de joindre au présent formulaire une attestation de non-intervention

9フランスで安心して暮らすために

- ・ **健康であるために** 生涯に渡って見てもらえるかかりつけ医にかかり継続的に健康を管理すること。早期発見が大切。
- ・ **社会的な困難が生じたとき** フランスの社会福祉制度を信頼し積極的に利用。解決策を探したり、継続的な支援を得て乗り切る。言葉のハンディなどで制度利用に結びつかない場合は日仏の家族や友人、通訳などと一緒に。相談の際は関係書類と滞在許可証を持参。
- ・ **将来の経済的な安心のために** 日仏の年金を受給するための準備を今のうちからしよう。

・ **介護を将来日仏のどちらで受けたいか** そのために今からしたほうがよいこと(日本での場合、住民票を置ける場所を事前に探す、高齢者用サービスマンションや公営住宅、財産分与してもらうなど)親や兄弟が元気なうちにできるだけ話し合ったり相談しておくこと。認知症などになると不動産購入や老人ホーム入所の決定権がなくなる(サインできなくなる)ので早期に発見予防し、また**成年後見人制度**なども調べ、いざという時に困らないようにする。

人間関係を大切に人間は社会で生きる限り人との関わりを持って生きていかなければなりません。将来高齢になった際,特に周りの人の助けが必要になることが多いです。いざという時に援助を頼めるような人間関係を、頼れる人を作り維持して行きていきましょう(また離れて暮らす日本の家族とのつながりもとても大切です)

10アシスタントソーシャル以外にもServices sociaux社会福祉機関には様々な専門家がいます。

- CESF (Conseiller en Economie Sociale et Famille) ASと役割は似ているが家族関係と経済の相談に対応できる。
 - Juriste 法律の相談に乗ってくれる。
 - Conseiller conjugal 夫婦関係の問題に相談に乗ってくれる。市町村のEspace parentsなどにいる。夫婦関係がこじれる前に相談を！
 - Psychologue 心理的な相談にのってくれる
 - Infirmier 医療ケアが必要な場合
 - Educateur spécialisé ハンディキャップのある子の療育や高齢者援助の現場で働いていることが多い。他にergothérapeute, orthophonisteも
- *他にも無料で法律相談ができる les maisons de justice du droit(MJD)やパリ市が運営している point d'accès au droits(PAD)なども活用を。

参考サイト

ameri.fr

paris.fr

service-public.fr 特にsociale sante famille.. ASがよく参考にするサイト

caf.fr(フランスの社会保障制度の中の家族部門という日本語でcafの説明をしたものもおすすめです。)

solidarite-sante.gouv.fr

mhlw.go.jp 厚生労働省の〈世界も厚生労働〉 〈世界の海外情勢報告など〉
各国の社会保障政策が毎年レポートされています。大変わかりやすく説明
されているで一読されることをお勧めします。

nenkin.go.jp 日本年金機構 日仏社会保障協定についての申請書や年金Q&A
協定相手国別の情報(フランス)など